

海南市水防計画



令和3年度修正
海南市防災会議

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的.....	1
第2節 用語の定義.....	1
第3節 水防の責任と義務.....	2
(1) 水防管理者の責任（法第3条）.....	2
(2) 市民の義務.....	2
第4節 水防計画の変更.....	2
第5節 津波における留意事項.....	3
第6節 安全配慮.....	3
第2章 水防組織	3
第3章 重要水防箇所	4
第4章 予報及び警報	4
第1節 気象庁が行う予報及び警報.....	4
第2節 水位周知河川における水位到達情報.....	4
(1) 水位周知河川.....	4
(2) 水位周知河川における水位情報の通知.....	4
第5章 水位等の観測及び通報	5
第1節 水位等の観測及び通報.....	5
第2節 雨量の観測及び通報.....	5
第3節 水位等の通報系統.....	5
第6章 気象予報等の情報収集	5
第7章 水門等の操作	6
第8章 通信連絡	6
第9章 水防施設及び輸送	6
第1節 水防倉庫及び水防倉庫資器材.....	6
第2節 輸送の確保.....	6
第10章 水防活動	6

第1節 水防配備	6
(1) 市の防災配備とその解除	6
(2) 消防団の配備とその解除	8
第2節 巡視及び警戒	8
(1) 平常時	8
(2) 出水時	9
第3節 水防作業	9
第4節 緊急通行	9
(1) 緊急通行	9
(2) 損失補償	10
第5節 警戒区域の指定	10
第6節 避難計画	10
第7節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置	10
(1) 決壊・漏水等の通報	10
(2) 決壊等後の措置	10
第11章 水防信号、水防標識等	11
第1節 水防信号	11
第2節 水防標識	11
第3節 身分証票	13
第12章 協力及び応援	13
第1節 河川管理者の協力	13
第2節 水防管理団体との協力及び応援	13
第3節 警察署との関係（緊急非常事態）	13
第4節 自衛隊の派遣要請	14
第5節 企業（地元建設業等）との連携	14
第6節 住民、自主防災組織等との連携	14
第13章 費用負担と公用負担	15
第1節 費用負担	15
(1) 水防管理団体の費用負担	15
(2) 利益を受ける市町の費用負担	15
第2節 公用負担	15
(1) 公用負担権限	15
(2) 公用負担権限委任証	15
(3) 公用負担命令証	15
(4) 損失補償	16
第14章 水防報告等	16

第1節 緊急報告	16
第2節 水防実施状況報告	16
第15章 水防訓練.....	17
第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	17
第1節 洪水対応	17
(1) 洪水浸水想定区域図	17
(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	17
(3) 洪水ハザードマップ	18
(4) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等.....	18
第2節 津波対応	18
(1) 津波災害警戒区域図	18
(2) 防災計画の拡充	18
(3) 津波ハザードマップ	18
(4) 避難促進施設に係る避難確保計画	19
資料1 雨量観測所	20
資料2 水位観測所及び基準水位	20
資料3 潮位観測所	21
資料4 重要水防箇所	21
資料5 重要な水門等	30
資料6 水防倉庫及び水防倉庫資器材	37
資料7 消防団管轄地域	39
様式第1-1 公用負担命令権限証	42
様式第1-2 公用負担命令	43
様式第2 水防実施状況報告書	44

第 1 章 総則

第 1 節 目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 33 条に基づき、和歌山県の水防計画に関連し、洪水若しくは地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は高潮若しくは津波の場合による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、海南市内における河川、海岸、及び港湾その他水災の危険がある場所に対する水防上必要な監視、警戒、通信連絡、輸送、水門若しくは樋門の操作、水防機関等の活動、水防に関する協力応援及び水防に必要な器具、資材、及び設備運用に関する事項を定めることを目的とする。

第 2 節 用語の定義

市災害対策本部	災害対策基本法第 23 条の 2 の規定により災害に対する緊急措置を迅速かつ的確に実施するため、災害が発生または発生の恐れがある場合に市長が必要と認めて設置する機関をいう。
県水防本部	和歌山県内における水防を統括するために、和歌山県県土整備部内に設置される機関をいう。
水防管理団体	法第 2 条の規定により、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する市町村をいう。
指定水防管理団体	法第 4 条の規定により、水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるものについて、知事が指定したものをいう。
水防管理者	海南市長
消防機関	消防組織法第 9 条に規定する消防の機関をいう
消防機関の長	海南市消防長
消防団	消防組織法第 9 条に規定する消防機関を指す。
水位周知河川	水防法第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川で、予め定めた避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。
水防団待機水位	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

氾濫注意水位	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
避難判断水位	避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
洪水浸水想定区域	洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。
津波災害警戒区域	津波が発生した場合に住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として、津波防災地域づくりに関する法律に基づき県知事が指定した区域をいう。

第 3 節 水防の責任と義務

（1）水防管理者の責任（法第 3 条）

- ① 水防管理者は、市内の水防体制の組織の確立及び強化を図るとともに、消防団等が行う水防が十分行われるよう教育指導を行うとともに、器具、資材及び設備の整備等水防能力の確保に努める責任を有する。
- ② 水防管理者は、本水防計画に基づき、その区域内の水防を十分果たすべき責任を有する。

（2）市民の義務

常に水防状況に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力し、又は水防に従事するものとする。また、危険の切迫した時は、指示に従い速やかに避難するものとする。（法第 24 条）

第 4 節 水防計画の変更

水防管理者は、和歌山県の水防計画に応じて毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、防災会議に諮るものとする。

また、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、和歌山県知事に届け出るものとする。

第5節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が来襲する。近地津波の場合は原因となる地震発生から短時間のうちに津波が来襲する。従って、水防活動及び水防活動に従事する者自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で来襲まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難に時間を要する場合は、水防活動に従事する者自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防活動に従事する者自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第6節 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動に従事する者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際にも、水防活動に従事する者自身の安全は確保しなければならない。水防活動に従事する者自身の安全確保のために配慮すべき事項は次のとおりである。

- ① 原則として、隊（2名以上）として活動することとし、隊長は安全管理に特に留意する。
- ② 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ③ 水防活動時の安否確認を可能にするため、利用可能な通信機器を携行する。
- ④ 水防活動時には、防災行政無線、ラジオ、テレビ等の最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

第2章 水防組織

危機管理課長は、暴風雨、大雨、洪水高潮等のおそれがあり、警戒が必要であると認められる時には災害対策連絡室にその旨を報告し、災害対策連絡室は、水防活動の必要に応じて職員の配備体制の発令について協議する。

海南省水防組織は、海南省災害対策本部条例（平成17年4月1日条例第164号）に基づく災害対策本部組織を準用する。組織は、海南省地域防災計画（以下「防災計画」という。）第1部第4章第1節「市の処理すべき防災上の事務又は業務の大綱」によるものとする。

また、水防事務分担は、防災計画第1部第4章第1節「市の処理すべき防災上の事務又は業務の大綱」に基づき水防活動を実施する。

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

重要水防箇所を要する河川、海岸、ため池の区域は「資料4」のとおりとする。

第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

気象庁が行う予報及び注意報・警報の種類、発表基準等については、防災計画第3部第1編第1章第3節「情報の収集・伝達」及び「資料-67 気象庁が発表する警報・注意報の基準」、「資料-70 予警報の伝達経路」に定めるとおりとする。

第2節 水位周知河川における水位到達情報

(1) 水位周知河川

水位周知河川は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じるおそれがあるものとして和歌山県知事が指定する河川で、避難判断水位（特別警戒水位）を定めて、この水位に到達した旨の情報を出す河川である。

河川名	区域
亀の川	左岸：東畑から海まで 右岸：ひや水から海まで
日方川	左岸：重根（新九条橋上流 500m 地点）から海まで 右岸：重根（新九条橋上流 500m 地点）から海まで
加茂川	左岸：下津町橋本（市坪川合流地点）から海まで 右岸：下津町橋本（市坪川合流地点）から海まで
貴志川	左岸：紀美野町毛原宮から紀の川市貴志川町神戸まで 右岸：紀美野町毛原宮から井ノ口まで

(2) 水位周知河川における水位情報の通知

各河川の和歌山県海草振興局による水位情報の通知については、防災計画「資料-70 予警報の伝達経路」に定めるとおりとする。

量水標設置箇所及び氾濫注意水位等については、「資料2」のとおりである。

第5章 水位等の観測及び通報

第1節 水位等の観測及び通報

水位の観測及び通報については、「資料2」、「資料3」、防災計画第2部第2章第6節「観測施設等整備計画」に定めるとおりとする。

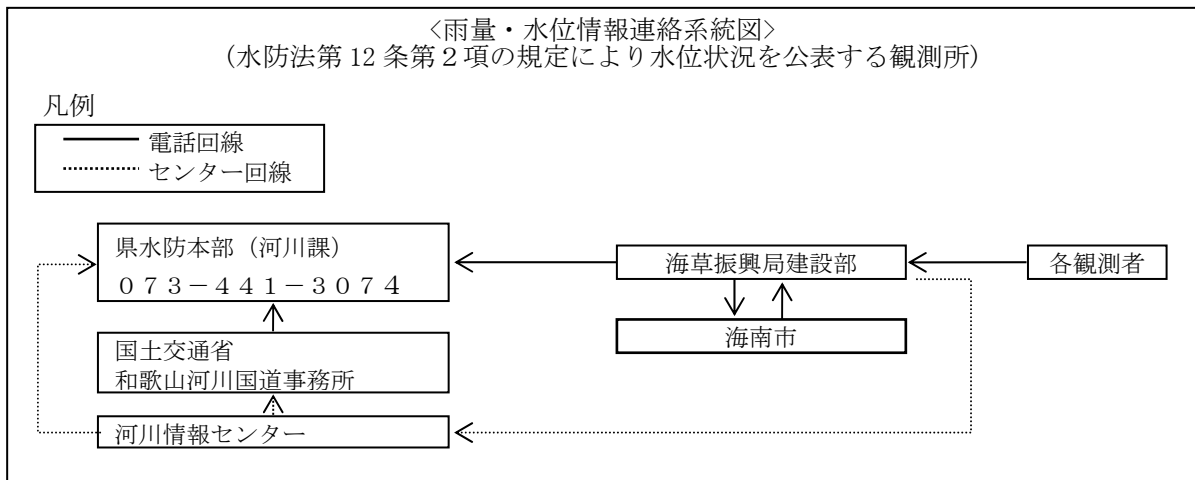
第2節 雨量の観測及び通報

雨量の観測及び通報については、「資料1」、防災計画第2部第2章第6節「観測施設等整備計画」に定めるとおりとする。

第3節 水位等の通報系統

水位等の通報系統については、以下に定めるとおりとする。

また、通報の基準となる水位については、「資料2」のとおりである。



第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、防災計画第2部第2章第2節「情報収集・伝達体制の整備」及び「資料-34 情報収集システム」に定めるとおりとする。

第7章 水門等の操作

水門等の連絡体制については、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、港湾管理者に迅速に連絡するものとする。

水門等の操作については、「資料5」に定めるとおりとする。

第8章 通信連絡

通信連絡については、防災計画第3部第1編第1章第3節「情報の収集・伝達」及び第3部第1編第1章第5節「通信の確保」、「資料-67 気象庁が発表する警報・注意報の基準」「資料-76 災害時優先電話」～「資料-83 消防救急デジタル無線」に定めるとおりとする。

第9章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防倉庫資器材

水防倉庫及び水防倉庫資器材については、「資料6」のとおりとする。

第2節 輸送の確保

輸送の確保については、防災計画第3部第1編第2章第10節「緊急輸送活動の実施」に定めるとおりとする。

第10章 水防活動

第1節 水防配備

(1) 市の防災配備とその解除

① 市の防災配備

水防管理者は、水防活動の利用に適合する予報及び注意報・警報の発表があり洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は防災配備により水防事務を処理するものとする。但し、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

防災配備につく場合の種類、発令基準、配置につくべき職員及び水防態勢の内容は次のとおりとする。

ア 防災配備（風水害）

区分	配備時期	配備内容
警戒配備体制	(1) 気象警報（大雨、洪水、高潮）が発表されたとき。 (2) その他、総務部長が必要と認め、当該配備を指令したとき。	<<災害対策連絡室体制>> 災害対策連絡室を本庁舎に設置。 下津支部を下津行政局に設置。
警戒配備体制強化	(1) 和歌山地方气象台の情報で急激な気象変化が起きる、または起きることが予想されるとき。 (2) 台風等の進路により、和歌山地方气象台の情報をもとに厳重な警戒が必要と認めるとき (3) 土砂災害警戒情報の発表が予測される場合 (4) その他、総務部長が必要と認め、当該配備を指令したとき。	<<災害対策連絡室体制>> 災害対策連絡室を本庁舎に設置。 下津支部を下津行政局に設置。
第1号配備体制	(1) 土砂災害警戒情報が発表され、被害が予測されるとき (2) その他、総務部長が必要と認め、当該配備を指令したとき。	<<災害対策連絡室体制>> 災害対策連絡室を本庁舎に設置。 下津支部を下津行政局に設置。
第2号配備体制	(1) 特別警報が発表されたとき。 (2) その他、副市長が必要と認め、当該配備を指令したとき。	<<災害対策連絡室体制>> 災害対策連絡室を本庁舎に設置。 下津支部を下津行政局に設置。
第3号配備体制	(1) 相当規模の災害が発生したとき、若しくは発生のおそれがあるとき。 (2) その他、市長が必要と認め、当該配備を指令したとき。	災害対策本部体制

イ 防災配備（津波）

区分	配備時期	配備内容
津波警戒配備体制	和歌山県に津波注意報が発表されたとき。	<<災害対策連絡室体制>> 災害対策連絡室を本庁舎に設置。 下津支部を下津行政局に設置。
津波警報配備体制	和歌山県に津波警報が発表されたとき。	災害対策本部体制 下津支部を下津行政局に設置。
大津波警報配備体制	和歌山県に大津波警報が発表されたとき。	災害対策本部体制 下津支部を代替施設として、加茂川小学校に設置。

② 市の防災配備の解除

水防態勢の必要がなくなったときは、防災配備を解除し、周知しなければならない。

(2) 消防団の配備とその解除

① 消防団の管轄地域は「資料7」の通りである。

② 消防団の配備

消防団長は、消防機関の長から水防上必要があると連絡を受けたときは、直ちに本部に詰めて緊密な連絡をとり、次の配備体制をとる。

区分	配備基準	配備体制
待機及び準備	(1) 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、且つ出動の必要が予測されるとき (2) 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき (3) 地震により、ため池や堤防等からの漏水、決壊などの危険が予測されるとき	必要に応じて副団長を本部に招集し、その後の情勢の把握に努める。 消防団員は器具置場等に集合し直ちに次の行動に移行できる体制をとるとともに、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たる。
出動	(1) 河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき (2) 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき (3) 地震により、ため池や堤防等からの漏水、決壊などの被害が予測されるとき	消防団は所定の器具置場等に集合し、消防団員を水位観測、堤防監視等のため警戒活動に出動させる。

③ 解除

水防態勢の必要がなくなったときは、配備を解除し、周知しなければならない。

第2節 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、消防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合

は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

(2) 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、海草振興局建設部長及び河川等の管理者に連絡し、海草振興局建設部長は県水防本部長に報告するものとする。

ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位（潮位）の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第3節 水防作業

水防管理者等は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し以下の活動を行う。

- ① 必要と認められる区域内の住民などに直ちに警戒区域から避難し、急いで安全な場所に避難するよう勧告または命令する。
- ② 管轄区域内の監視、警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や、水門等の施設管理者への連絡、通報を行う。
- ③ 水防に必要な資器材の点検整備を行う。
- ④ 水門又は閘門等の遅滞のない操作及び施設管理者に対する操作の支援を行う。
- ⑤ 他の水防管理団体への協力及び応援を行う。

ただし、水防作業時の自身の安全を確保し、安全が確保できないと判断される場合は避難を優先しなければならない。

第4節 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防団長、消防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

本市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所において、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対しての区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

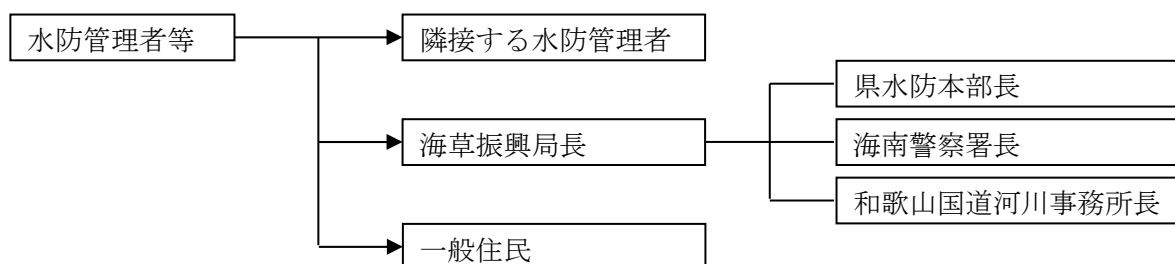
第6節 避難計画

避難計画については、防災計画第3部第1編第2章第1節「避難誘導」に定めるとおりとする。

第7節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者等は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。



(2) 決壊等後の措置

水防管理者は、決壊後といえどもできる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

第 1 1 章 水防信号、水防標識等

第 1 節 水防信号

水防のための通信は、地域防災計画第 3 部第 1 編第 1 章第 5 節「通信の確保」に定めるほか、水防信号を使用して知らせる場合は、法第 20 条の規定により知事が定める以下の方法による。

区分	警鐘信号			サイレン信号				
	○休止	○休止	○休止	○ - 5 秒	休 10 秒	○ - 5 秒	休 10 秒	○ - 5 秒
第 1 信号	○休止	○休止	○休止	○ - 5 秒	休 10 秒	○ - 5 秒	休 10 秒	○ - 5 秒
第 2 信号	○ - ○ - ○	○ - ○ - ○	○ - ○ - ○	○ - 5 秒	休 5 秒	○ - 5 秒	休 5 秒	○ - 5 秒
第 3 信号	○ - ○ - ○ - ○	○ - ○ - ○ - ○	○ - ○ - ○ - ○	○ - 10 秒	休 5 秒	○ - 10 秒	休 5 秒	○ - 10 秒
第 4 信号	乱 打			○ - 1 分	休 5 秒	○ - 1 分		

第 1 信号 氾濫注意水位に達したことを知らせるもの。

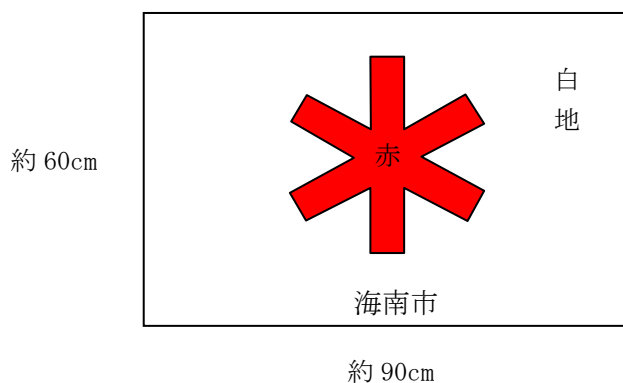
第 2 信号 消防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。

第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くことを知らせるもの。

第 2 節 水防標識

(1) 法第 18 条に規定に規定する水防のために出動する車両の標識は、次のとおりとする。



(2) 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、次のとおりである。

①水防活動者腕章

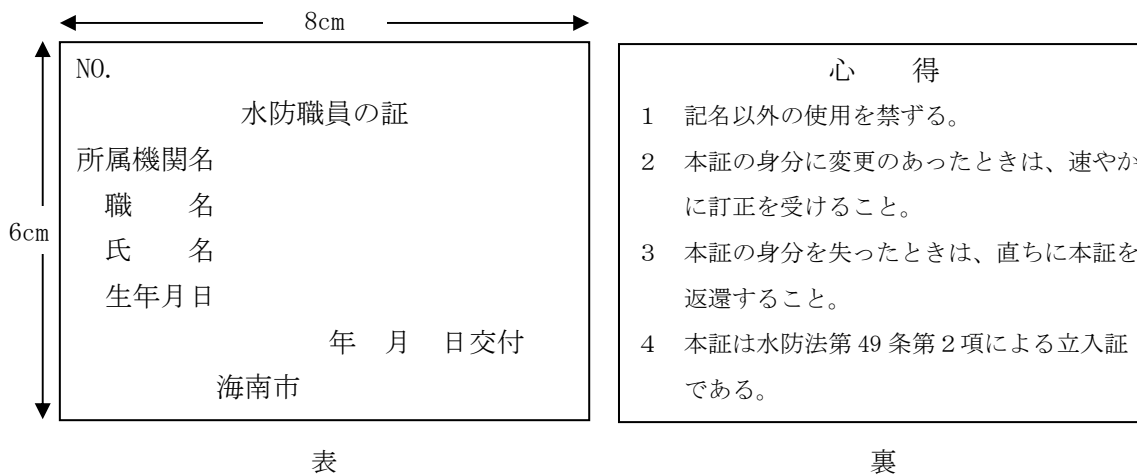


②横断幕



第3節 身分証票

消防団長、消防団又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するにあたり必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。



第12章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力

海南工事事務所は、河川に関する情報提供、水防訓練への参加その他水防管理団体が行う水防のための活動について協力を行う。

第2節 水防管理団体との協力及び応援

水防管理団体との協力応援は、防災計画第3部第1編第1章第8節「受援体制の確立」及び「協定-1 締結協定一覧」に定めるとおりとする。

第3節 警察署との関係（緊急非常事態）

警察署とは水防法により以下の事項について、あらかじめ協議しておくものとする。

- ① 水防上緊急を要する通信のための警察電話の使用について（法第27条第2項）
- ② 水防上緊急の必要がある場所における警戒区域の設定について（法第21条）
- ③ 水防上必要があるときの警察官の出動について（法第22条）
- ④ 避難立ち退き指示の場合における警察署長への通知（法第29条）

第4節 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請については、防災計画第3部第1編第1章第8節「受援体制の確立」及び「資料-91 自衛隊派遣要請の系統図」に定めるとおりとする。

第5節 企業（地元建設業等）との連携

市は、災害時応急対策業務に関して協定を締結している。協定締結先は防災計画第3部第1編第1章第8節「受援体制の確立」及び「協定-1 締結協定一覧」に定めるとおりとする。

また、水防管理者より水防活動の委任を受けた民間事業者等は以下の水防活動委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第 号	水防活動委任証
名称	〇〇 株式会社
住所	〇〇県〇〇市〇〇
上記の者は、水防活動の委任を受けた者であり水防法第19条第1項の規定により緊急通行及び水防法第28条第2項の規定により公用負担を行うことができる者であることを証する。	
年 月 日	海 南 市 長 神 出 政 巳 印

※裏面記載

- ・本証は水防管理者から水防活動の委任を受けた者であることの身分証明書である。
- ・本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- ・本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

第6節 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第 13 章 費用負担と公用負担

第 1 節 費用負担

(1) 水防管理団体の費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、法第 41 条の規定により当該水防管理団体が負担する。
他の水防管理団体から応援を求められたときは、応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。

(2) 利益を受ける市の費用負担

水防管理団体の水防によって他の市が著しく利益を受けるときは、法第 42 条の規定により、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。

第 2 節 公用負担

(1) 公用負担権限

法第 28 条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団長または消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両、その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記①～④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

法第 28 条の規定により、公用負担を命じようとする水防管理者、消防団長または消防機関の長は、その身分を示す証明書（様式第 1-1）を、水防管理者から委任を受けた者は、公用負担命令権限証を携行し、必要ある場合にはこれを提示する。

なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあつては、第 12 章第 5 節に規定する水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることとする。

(3) 公用負担命令証

法第 28 条により公用負担を命ずるときは、原則として様式第 1-2 に定める公用負担の証明を 2 通作成して、その 1 通を目的物の所有者、管理者、又はこれに準ずる権限を有する者に手渡さなければならない。

(4) 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第14章 水防報告等

第1節 緊急報告

水防管理者が海草振興局建設部長に緊急に報告すべき事項は次のとおりである。

- ① 消防団を出動させたとき
- ② 他の水防管理者等に応援を要求したとき
- ③ 破堤、氾濫したとき
- ④ その他必要と認める事態が生じたとき

第2節 水防実施状況報告

水防活動が終了したとき、関係水防管理者は遅滞なく次の事項をとりまとめ、水防実施状況報告書（様式第2）により、海草振興局建設部経由の上、知事に報告すると共に、水防記録を作成してその写しを保管するものとする。

- ① 天候状況並びに警戒中の水位観測表
- ② 水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- ③ 普戒出動及び解散命令の時刻
- ④ 消防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤ 水防作業の状況
- ⑥ 堤防その他の施設等の異状の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦ 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- ⑧ 水防法第28条の規定による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- ⑨ 障害物を処分した場合のその数量及びその事由並びに除却の場所
- ⑩ 土地を一時使用したときのその箇所及び所有者氏名並びにその事由
- ⑪ 応援の状況
- ⑫ 居住者の出動状況
- ⑬ 警察の援助状況
- ⑭ 現場指導の官公署氏名
- ⑮ 立退きの状況及びこれを指示した理由
- ⑯ 水防関係者の死傷
- ⑰ 殊勲者及びその功績
- ⑱ 再度の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- ⑲ 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及び損傷状況
- ⑳ その他必要な事項

第15章 水防訓練

水防計画の習熟と検証、関係機関、市民等との連携体制の強化、実践を通じての防災意識の高揚等を図るため、関係機関や市民、事業者、ボランティア等と連携し圏域の広がりや施設の特性に応じた防災訓練を実施する。

第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 洪水対応

(1) 洪水浸水想定区域図

洪水浸水想定区域図については、防災計画「資料-17 洪水浸水想定図」に定めるとおりとする。

(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

洪水浸水想定区域の指定があったときは、防災計画において、次に掲げる事項について定めることとなっている。

- ① 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
ア 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの)
イ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
ウ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(大規模工場等)でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの(所有者又は管理者からの申出があつた施設に限る。)
- ⑤ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

本市の防災計画で定められている要配慮者利用施設は、防災計画「資料-55 要配慮者利用施設」とおりとする。

（３）洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップ等を作成している。また、市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

（４）要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。要配慮者利用施設の利用者の避難の確保等については、防災計画「資料-55 要配慮者利用施設」及び「資料-56 要配慮者対策計画」に定めるとおりとする。

第 2 節 津波対応

（１）津波災害警戒区域図

津波災害警戒区域図については、防災計画「資料-16 津波災害警戒区域図」に定めるとおりとする。

（２）防災計画の拡充

津波災害警戒区域の指定があったときは、防災計画において、次に掲げる事項について定めることとなっている。

- ①人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③市が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④津波災害警戒区域内に地下街等又は要配慮者施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な非難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

本市の防災計画で定められている要配慮者利用施設は、防災計画「資料-55 要配慮者利用施設」のとおりとする。

（３）津波ハザードマップ

防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該地域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記入し

たものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、市民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。

(4) 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第 54 条第 1 項の規定により防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は要配慮者利用施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- ① 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ② 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ③ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ④ その他、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

要配慮者利用施設の利用者の避難の確保等については、防災計画「資料-55 要配慮者利用施設」及び「資料-56 要配慮者対策計画」に定めるとおりとする。

資料1 雨量観測所

河川名	観測所	所在地 (大字)	設置場所	管理者	観測者	備考
日方川	海南	日方	海南市消防本部	和歌山県	海南工事 事務所職員	テレメーター
日方川 亀の川	重根	重根	巽小学校	和歌山県	海南工事 事務所職員	テレメーター
亀の川	東畑	東畑	埋立処分地施設内	和歌山県	海南工事 事務所職員	テレメーター
小原川	下津	下津町下津	下津消防署	和歌山県	海南工事 事務所職員	テレメーター
加茂川	小松原	下津町小松原	加茂川小学校	和歌山県	海南工事 事務所職員	テレメーター

資料2 水位観測所及び基準水位

河川名	観測所	所在地 (大字)	設置場所	水位 (m)				堤防高		管理者	観測者	備考
				水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	左岸	右岸			
日方川	海南橋	大野中	海南橋右岸 上流直近	1.70	2.00	2.00	2.40	3.80	3.80	和歌山県	海南工事 事務所職員	テレメーター (半導体式)
	東橋	日方	東橋右岸 上流直近	0.90	1.20	-	-	2.80	2.80	海南市	海南消防 署職員	量水標
山田川	石橋	大野中	石橋左岸 上流直近	1.00	1.20	-	-	1.95	1.70	海南市	海南消防 署職員	量水標
	寄川橋	鳥居	寄川橋左岸 上流直近	1.00	1.20	-	-	1.65	2.15	海南市	海南消防 署職員	量水標
亀の川	大師橋	且来	大師橋左岸 下流直近	1.20	1.50	1.80	2.10	3.50	3.20	和歌山県	海南工事 事務所職員	テレメーター (半導体式)
	紺屋橋	多田	紺屋橋左岸 上流直近	1.20	1.30	-	-	3.50	3.50	海南市	海南消防 署職員	量水標
貴志川	野上新橋	野上中	野上新橋 橋脚	2.00	4.00	4.00	4.80	5.60	5.60	和歌山県	海南工事 事務所職員	テレメーター (半導体式)
	野上	野上中	野上新橋右岸 上流 45m	2.00	4.00	-	-	5.60	5.60	国土交通省	和歌山河川 国道事務所	テレメーター (水晶式)
加茂川	下	下津町下	加茂郷 橋橋脚	1.50	2.00	2.00	2.20	5.10	4.50	和歌山県	海南工事 事務所職員	テレメーター (半導体式)
	第一橋本橋	下津町橋本	第一橋本橋 橋脚	1.50	2.00	-	-	3.50	3.50	和歌山県	下津消防 署職員	量水標
小原川	小原川橋	下津町下津	小原川橋左岸 下流直近	1.00	1.30	-	-	2.30	2.30	和歌山県	下津消防 署職員	量水標

資料3 潮位観測所

観測所名	所在地		管理者	観測者	備考
	市町村名	字			
和歌山	和歌山市	湊青岸	気象庁	和歌山地方気象台	和歌山下津港
海南	海南市	冷水	国土地理院	測地観測センター 地殻監視課	和歌山下津港
御坊	御坊市	野島	気象庁	和歌山地方気象台	祓井戸漁港
白浜	白浜町	堅田	気象庁	和歌山地方気象台	堅田漁港
串本	串本町	袋	気象庁	和歌山地方気象台	袋港
浦神	那智勝浦町	浦神	気象庁	和歌山地方気象台	浦神港
京大防災研究所 白浜海象観測所	白浜町	堅田	京都大学	観測所職員	田辺湾口部

資料4 重要水防箇所

(河川)

水系名	河川名	左右岸別	重要水防箇所		総合重要度	危険理由
			場所(下流～上流)	延長m		
紀の川	貴志川	左	八幡橋下流 970m～野上新橋	1,900	A	堤防高
紀の川	貴志川	右	八幡橋下流 430m～山橋	3,030	A	堤防高
紀の川	貴志川	左	鳴瀬大橋～山橋	750	A	堤防高
日方川	日方川	左	新巽橋上流 370m～比瀬橋	470	A	堤防高
日方川	日方川	右	新巽橋上流 370m～田津原橋	1,070	A	堤防高
日方川	日方川	左	海南橋～高校橋上流 260m	370	A	工作物
日方川	日方川	右	海南橋～高校橋上流 260m	370	A	工作物
日方川	日方川	左	新町橋～海南橋	2,370	A	堤防高
日方川	日方川	右	新町橋～海南橋	2,370	A	堤防高
亀の川	亀の川	左	阪井橋～脇田橋	450	A	堤防高
亀の川	亀の川	右	竹添橋～北山橋下流 210m	670	A	堤防高
亀の川	亀の川	左	丸山橋下流 120m～丸山橋上流 140m	260	A	堤防高
亀の川	亀の川	左	尼久仁橋下流 120m～新矢口橋	3,050	A	堤防高

水系名	河川名	左右岸別	重要水防箇所		総合重要度	危険理由
			場所（下流～上流）	延長m		
亀の川	亀の川	右	大師橋～新矢口橋	900	A	堤防高
亀の川	大坪川	左	海南橋下流 150m～隅田橋	255	A	堤防高
加茂川	加茂川	左	宮川合流点～岩崎橋下流 30m	1,800	B	堤防高
加茂川	加茂川	右	岩崎橋～加茂郷橋	280	A	堤防高
加茂川	加茂川	左	加茂橋～大橋	1,370	A	堤防高
加茂川	加茂川	右	加茂橋上流 130m～大橋	1,240	A	堤防高
加茂川	加茂川	右	青木橋～小松原上橋	730	A	堤防高
加茂川	加茂川	左	第二橋本橋～第一橋本橋	280	A	堤防高
加茂川	市坪川	右	落合橋～とのかけ橋	1,610	A	堤防高
加茂川	宮川	左	ダラニ橋～八反田橋上流 180m	600	A	堤防高
加茂川	宮川	右	ダラニ橋～小畑川橋	1,030	A	堤防高
加茂川	宮川	左	浜中橋下流 130m～小畑川橋	250	A	堤防高
加茂川	宮川	左	小畑川橋～栄橋	730	A	堤防高
加茂川	宮川	右	小畑川橋～栄橋	730	A	堤防高
小原川	小原川	左	新川橋～殿橋上流 40m	1,370	A	堤防高
小原川	小原川	右	新川橋～殿橋上流 40m	1,370	A	堤防高
小島川	小島川	左	住吉橋～住吉橋上流 150m	150	A	堤防断面
小島川	小島川	右	住吉橋～住吉橋上流 150m	150	A	堤防断面
日方川	薬師川	左	日方川合流部～上流 600m	600	A	堤防高
日方川	薬師川	右	日方川合流部～上流 600m	600	A	堤防高
	山田川	左	浜橋～上流 1300m	1,300	A	堤防高
	山田川	右	浜橋～上流 1300m	1,300	A	堤防高

水系名	河川名	左右岸別	重要水防箇所		総合重要度	危険理由
			場所（下流～上流）	延長m		
亀の川	大坪川	左	起点～上流 200m	200	A	堤防高
亀の川	大坪川	右	起点～上流 200m	200	A	堤防高
	女良川	左	旭橋～赤川水門	300	A	堤防高
	女良川	右	旭橋～赤川水門	300	A	堤防高
	赤川	右	赤川水門～上流 300m	300	A	堤防高

(海岸)

海岸名	所在地	延長 (m)	指定する理由
海南地区	船尾 ～ 冷水	6,882	海岸事業実施箇所

(農業用ため池重要水防箇所)

ため池名	所在地	重要度	貯水量 (㎡)	想定被害		防重 基準
				家屋数	公共施設等	
御霊池	鳥居 333	B	8,050	200	教育施設、市道、国道	1
慶権寺池	鳥居 536-1	B	54,170	500	教育施設、市道、国道	1
細工谷池	大野中 126	B	11,530	200	教育施設、市道、国道	1
細工谷子池	大野中 127	B	2,530	200	教育施設、市道、国道	2
皿池(小池)	大野中 202	B	250	100	市道	1
才ノ神東池	山田 42	B	500	5	市道	1
蓮池	山田 36	B	2,400	50	市道	1
池ノ谷池	幡川 295-1	B	10,090	400	教育施設、市道、国道	1
溝ノ谷池	幡川 445	B	2,690	20	市道	2
雨守池	幡川 43	B	190	20	市道、国道	1
今池	大野中 849	B	12,580	60	市道、県道	1
松本池	日方 903	B	120	10	市道	1
田中池	日方 850	B	350	10	市道	1
深原池	日方 892	B	6,820	20	市道	2
龍走池	井田 204	B	1,610	30	市道、国道	2
上谷池	船尾 543	B	630	50	市道	1
寒谷池	船尾 484	B	1,640	50	市道	2
麦日池	幡川 546	B	1,620	20	市道	1
大池	大野中 831	B	224,550	500	教育施設、市道、国道	1
正法寺谷池	岡田 642	B	150	20	市道、県道	1
南木谷西池	岡田 820	B	190	25	市道、県道	1
二ツ池(上側)	岡田 926	B	12,890	44	市道、県道	1
二ツ池(下側)	岡田 929	B	10,610	44	市道、県道	1
クモ池	且来 1211	B	76,940	200	市道、県道	2
ニゴリ池	且来 1131-1	B	4,500	30	市道	1
鯉田池	小野田 372	B	51,450	50	市道	1
西脇池	小野田 391-1	B	100	2	市道	1
芦谷池	小野田 318	B	3,540	30	市道	2
丸山南池	小野田 169	B	160	10	市道	1
丸山北池	小野田 170	B	120	10	市道	1
まいなげ池	且来 550	B	7,500	10	市道、県道	1
奥池	且来 606	B	170	30	市道	1
大池	多田 1077	B	65,650	13	市道	1
駒ヶ谷池	多田 1201	B	14,090	4	市道、県道	1
中谷池	小野田 1517	B	2,710	20	市道、県道	1

ため池名	所在地	重要度	貯水量 (m ³)	想定被害		防重 基準
				家屋数	公共施設等	
山縣池	小野田 573	B	640	20	市道、県道	1
下奥垣内池	小野田 1000	B	1,320	15	市道	1
上奥垣内池	小野田 1003	B	210	15	市道	1
五紋池	小野田 947	B	8,910	40	市道	2
奥山池	小野田 763	B	29,450	62	市道、県道	2
新池	小野田 762	B	4,760	62	市道、県道	2
大豆芝池	多田 1127	B	1,380	5	市道	1
滝ヶ峰池	多田 924	B	1,390	10	市道	2
辻池	且来 876-1	B	400	20	市道	1
下九品寺谷池	岡田 839	B	260	5	市道、県道	1
大明神池	且来 1028	B	50,400	180	教育施設、市道、県道	2
濁池	阪井 124	B	2,480	50	市道、国道	2
大谷池	阪井 1881	B	2,670	20	市道、県道	2
玉輪池	阪井 1848	B	1,190	10	市道、県道	1
藤田池	阪井 1663	B	2,420	30	市道、県道、国道	1
藤田中池	阪井 1665	B	950	30	市道、県道、国道	1
藤田上池	阪井 1668	B	1,040	30	市道、県道、国道	2
北山上池	阪井 1670	B	60	30	市道、県道、国道	1
北山下池	阪井 1680	B	160	5	市道、県道、国道	1
瀬野の池	重根 138	B	60	20	市道、国道	1
中の池	重根 134	B	330	20	市道、国道	1
無名池	重根 498	B	30	5	市道	1
小島池の下	重根 517	B	2,880	50	市道、県道	1
小嶋池	重根 521	B	13,300	150	市道、県道	2
車瀬池	重根 895	B	7,150	30	市道、県道	1
無名池	重根 910	B	190	20	市道	1
南池	重根 1813-1	B	1,140	5	市道、県道	2
新池(伏山貯水池)	重根 1421	B	32,030	220	市道、県道	1
菖蒲池	重根 1496	B	2,410	15	市道、県道	1
森脇の池	重根 1556	B	350	20	市道、県道	1
猿渡池	重根 1562	B	670	20	市道、県道	1
竜部池	阪井 223-1	B	83,510	200	市道、県道、国道	1
ホシヤ谷池	阪井 457	B	1,100	80	市道、国道	1
亀池	阪井 806	B	572,600	500	市道、県道、国道	1
字の池	阪井 1106	B	650	20	市道、国道	1
宮池	阪井 1031	B	360	30	市道、国道	1

ため池名	所在地	重要度	貯水量 (m ³)	想定被害		防重 基準
				家屋数	公共施設等	
新亀池	阪井 885	B	273,000	500	市道、県道、国道	1
才池	阪井 1127	B	22,450	200	市道、県道、国道	1
新池	阪井 1151	B	19,330	200	市道、県道、国道	2
抜井池	阪井 191	B	5,150	1	市道、県道	2
池ノ久保池	別所 516	B	240	2	市道、県道	1
赤松ノ池	扱沢 399-1	B	160	10	市道、県道	1
口池	重根 641	B	110	10	市道、県道	1
下田和池	沖野々 302	B	1,650	25	市道、国道	1
上田和池	沖野々 303	B	3,840	25	市道、国道	1
御影堂池	沖野々 579	B	2,000	30	市道、国道	2
沖谷池	沖野々 577	B	31,400	30	市道、国道	2
西田池	沖野々 576	B	5,000	30	市道、国道	2
観音池	野上中 800	B	220	10	市道、国道	1
藤井池	野上中 846	B	4,120	5	市道、国道	2
中谷池	木津 346	B	10,490	15	市道、県道、国道	1
タビ形池(東池)	木津 230	B	8,090	10	市道、国道	1
赤池	木津 379	B	4,680	20	市道、県道、国道	1
皿池	木津 307	B	33,090	43	市道、県道、国道	1
葉山池	木津 293	B	4,800	40	市道、県道、国道	1
下吉谷池	木津 393	B	5,240	41	市道、県道	1
上吉谷池	木津 394	B	12,200	41	市道、県道	2
小池	別院 891	B	48,690	46	市道	3
やしやぶじゃ池	別院 864	B	3,950	46	市道	4
歩路池	別院 301	B	72,780	41	市道、県道	1
奥観音池	別院 812 内 1	B	8,650	80	教育施設、市道、県道	2
観音池	別院 815	B	11,150	80	教育施設、市道、県道	1
皿池	別院 404	B	1,450	6	市道、県道	1
上池	孟子 556	B	810	15	市道	1
こも池	孟子 321	B	2,250	10	市道	1
天堤池	孟子 1095	B	8,850	8	市道	2
不動池	孟子 1061	B	7,950	8	市道	2
中の谷池	高津 147	B	2,940	6	市道	2
竜王池	高津 1157	B	3,840	2	市道	2
上大池	高津 352	B	5,120	5	市道	1
下大池	高津	B	970	5	市道	1
鉄砲池	高津 294	B	2,300	5	市道	2

ため池名	所在地	重要度	貯水量 (m ³)	想定被害		防重 基準
				家屋数	公共施設等	
犬飼池	孟子 902	B	11,020	31	市道	1
待池	高津 636	B	770	20	市道	1
濁池	高津 792	B	15,000	1	市道	1
中ノ谷池	高津 899	B	1,440	3	市道	2
奥池	下津野 403	B	7,530	10	市道、国道	2
上池	下津野 402	B	5,380	10	市道、国道	2
曾和池	原野 464	B	9,750	111	教育施設、市道、国道	1
堂池	原野 485	B	280	10	市道、国道	1
下池	原野 421	B	2,630	2	市道、国道	1
小屋池	原野 657	B	590	5	市道、国道	1
しょうじ池	原野 654	B	10	10	市道、国道	1
らっちゃ池	原野 640	B	380	5	市道、国道	1
本瀬池	原野 940	B	550	10	市道、国道	1
皿池	原野 735	B	1,400	3	市道、国道	2
中池	原野 753	B	6,870	1	市道、国道	2
大地池	原野 742	B	2,990	1	市道、国道	2
大池	原野 661	B	48,450	30	市道、国道	1
岩谷下池	七山 31	B	130	10	市道、国道	1
岩谷中池	七山 48	B	1,020	50	市道、国道	2
新池	原野 816	B	17,010	2	市道、国道	3
新池	七山 538-1	B	2,700	2	市道、国道	2
新田池	七山 543	B	10,460	2	市道、国道	2
小池	七山 539	B	5,750	3	市道、国道	2
大池	七山 396	B	51,750	3	市道、国道	2
畑池	七山 1438	B	12,470	50	市道、県道、国道	2
ただら上池	七山 1430	B	6,740	5	市道、県道、国道	2
ただら下池	七山 1428	B	4,260	5	市道、県道、国道	1
ながす下池	七山 1410	B	4,430	10	市道、県道、国道	2
ながす上池	七山 1412	B	2,180	10	市道、県道、国道	2
新田池	七山 892	B	4,740	18	教育施設、市道、国道	2
新池	七山 908	B	14,920	18	教育施設、市道、国道	1
下池	七山 1003	B	300	3	市道、国道	1
上池	海老谷 117	B	720	3	市道、国道	1
すげ池	上谷 256	B	1,170	10	市道、国道	2
東池	上谷 782	B	1,870	1	市道、国道	2
新池	上谷 780	B	1,920	1	市道、国道	1

ため池名	所在地	重要度	貯水量 (m ³)	想定被害		防重 基準
				家屋数	公共施設等	
赤池	上谷 784	B	2,770	2	市道、国道	1
無名池	上谷 799-5	B	6,350	5	市道	1
内池	次ヶ谷 255	B	370	10	市道、国道	1
椎ノ木谷池	次ヶ谷 466	B	5,040	5	市道、国道	1
上池	次ヶ谷 467	B	2,730	5	市道、国道	2
西田池	野上新 704	B	450	2	市道、県道	1
西田上池	野上新 705	B	180	2	市道、県道	1
下の池	野上新 718-1	B	940	2	市道、県道	1
白かせ池	野上新 751	B	3,680	15	市道、県道	2
中池	野上新 748	B	210	5	市道、県道	1
しやりお池	野上新 270	B	300	5	市道、県道	1
中池	野上新 192	B	4,650	5	市道、県道	2
青畑池	野上新 971	B	2,730	5	市道、県道	1
新池	野上新 94	B	620	10	市道、県道	1
観音池	野上新 60	B	2,900	10	市道、県道	2
東田池	野上新 481	B	31,010	20	市道	2
大池	野上新 571	B	5,720	5	市道	1
新池	野上新 573	B	4,180	5	市道	2
又池	野上新 578	B	2,250	5	市道	1
すご池	野上新 603	B	1,650	10	市道	1
観音池	野上新 615	B	270	3	市道	1
はりま池	野上新 521	B	130	2	市道	1
奥池	九品寺 600	B	3,660	20	市道、県道	2
ピワコ池	九品寺 595	B	1,100	20	市道、県道	1
新子池	野上新 18	B	850	20	市道	1
百間谷池	九品寺 568	B	3,000	30	市道、県道	1
土井池	九品寺 487-1	B	1,220	20	市道、県道	1
南浦池	九品寺 451-1	B	180	10	市道、県道	1
西池	次ヶ谷 16	B	19,160	5	市道、県道	1
いの尻池	九品寺 77	B	580	10	市道	1
こも池	九品寺 170	B	1,980	15	市道、県道	1
栗林池	九品寺 418	B	8,090	15	市道、県道	1
新池	九品寺 361	B	35,600	13	教育施設、市道、県道	2
西ノ池	下津町笠畑 297	B	90	3	市道、県道	1
東ノ池	下津町笠畑 446	B	50	1	市道、県道	1
地藏池	下津町橋本 1598	B	2,300	1	市道	1

ため池名	所在地	重要度	貯水量 (m^3)	想定被害		防重 基準
				家屋数	公共施設等	
地蔵上池	下津町橋本 1635	B	20	1	市道	1
岩屋谷上池	下津町小松原 636	B	11,105	49	教育施設、市道、県道	2
岩屋谷下池	下津町小松原 637	B	13,729	49	教育施設、市道、県道	3
大池	下津町青枝 410	B	2,452	30	市道	1
岡池	下津町中 1104	B	2,751	30	市道	1
梅田下池	下津町梅田 247	B	4,180	30	市道、県道	1
柳谷池	下津町梅田 379	B	99,300	50	市道、県道	2
山田池	下津町下 84	B	460	30	市道、県道	1
丁池	下津町丁 397	B	2,330	64	市道、国道	4
東光寺池	下津町上 491	B	7,700	80	市道、県道、国道	1
東光寺下池	下津町上 492	B	1,470	80	市道、県道、国道	1
放生池	下津町上 681	B	6,250	80	市道、県道	1
大池	下津町小原 368	B	17,090	154	教育施設、市道	1
奥池	下津町小原 656	B	1,060	50	教育施設、市道	1
神田池	下津町下津 1267	B	4,805	70	市道	1
大正池	下津町下津 1944	B	440	10	市道	1

・重要度

区分	要件
A	ため池の構造に問題（支障）があるもの
B	上記以外のもの

・防重基準（防災重点ため池選定基準（全国統一））

種別	要件
1	ため池から 100m 未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
2	ため池から 100m 以上 500m 未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量 1,000 m^3 以上のもの
3	ため池から 500m 以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量 5,000 m^3 以上のもの
4	その他、上記以外で必要と認めるもの

資料5 重要な水門等

(水門・樋門・陸閘)

河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	可動方法
和歌山下津港 (海南港)	琴ノ浦水門	船尾地先	和歌山県知事(港)	海南市長 和歌山市長	津波の際に閉門する。	電動遠隔操作
和歌山下津港 (海南港)	黒江排水機場水門	船尾 185-98 (黒江排水機場)	和歌山県知事(港)	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	電動遠隔操作
和歌山下津港 (海南港)	琴ノ浦ポンプ場水門	船尾 378-1 (琴ノ浦ポンプ場)	海南市長	海南市長	高潮等の際に閉門する。	電動自動開閉
和歌山下津港 (海南港)	汐見橋樋門	船尾 160-35 (汐見橋排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	常時閉門、状況により操作する。	手動
和歌山下津港 (海南港)	一中樋門	船尾 253-38 (一中排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	常時閉門、状況により操作する。	手動
和歌山下津港 (海南港)	築港西樋門	船尾 704-149 (築港西排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	高潮等の際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (海南港)	築港東樋門	船尾 704-149 (築港東排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	常時閉門、状況により操作する。	電動
和歌山下津港 (海南港)	陸閘	船尾 260-96 (ムンブリッジ橋の下)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	常時閉門
和歌山下津港 (海南港)	内海排水機場水門	築地 8 (内海排水機場)	和歌山県知事(港)	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	電動遠隔操作
和歌山下津港 (海南港)	築地樋門	日方 1294-9 (築地排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	電動自動開閉
和歌山下津港 (海南港)	船津樋門	鳥居 649-1 (船津排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	常時閉門、状況により操作する。	電動
和歌山下津港 (海南港)	陸閘	冷水 325-31 (冷水集会所の裏)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (海南港)	陸閘	冷水 327 (駐輪場付近)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (海南港)	陸閘	冷水 395-2 (冷蔵庫の前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (海南港)	陸閘	冷水 400 (冷水集会所プールの横)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (海南港)	陸閘	冷水 416 (冷水集会所の裏)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (海南港)	陸閘	冷水 416 (冷水集会所の裏)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (海南港)	陸閘	冷水 419 (冷水集会所の裏)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (海南港)	陸閘	冷水 483 (冷水港第二護岸側)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (海南港)	陸閘	冷水 492 (冷水港の浜側)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (下津港)	方排水機場水門	下津町方 568-6 (方排水機場)	和歌山県知事(港)	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	電動遠隔操作
和歌山下津港 (下津港)	塩浜樋門	下津町方 635 (塩浜樋門)	和歌山県知事(港)	海南市長	常時閉門、状況により操作する。	電動
和歌山下津港 (下津港)	陸閘	下津町下津 27-6 (楠戸ゲート)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動

河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	可動方法
和歌山下津港 (下津港)	陸閘	下津町下津 224 (造船所の端)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (下津港)	陸閘	下津町下津 278-6 (建築事務所の前)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (下津港)	陸閘	下津町下津 3066-16 (港湾防災管理事務所の横)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (下津港)	陸閘	下津町下津 3066-17 (建設資材置場)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (下津港)	陸閘	下津町下津 3066-30 (海運事務所の端)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (下津港)	小島川樋門	下津町下津 1419 (建設資材置場の前)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	電動
和歌山下津港 (下津港)	新田樋門	下津町下津 1422-3 (新田樋門)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	電動
和歌山下津港 (下津港)	樋門	下津町下津 3065-8 (飲食店の横)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (下津港)	陸閘	下津町下津 1419-17 (新田棧橋の出入り口)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (下津港)	陸閘	下津町下津 1419-25 (飲食店の前)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動 常時閉門
和歌山下津港 (下津港)	角落	下津町下津1454-5 (造船所の横)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (下津港)	陸閘	下津町下津 1422-2 (個人宅の前)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (下津港)	陸閘	下津町下津 1446 (新田公園出入り口)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (下津港)	陸閘	下津町下津 1454-8 (個人宅の前)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (下津港)	陸閘	下津町下津 1455-1 (個人宅の前)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (下津港)	陸閘	下津町下津 1454-5 (造船所の前)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (下津港)	西ノ浦樋門	下津町下津 2129-2 (個人宅の前)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	電動
和歌山下津港 (下津港)	西ノ浦樋門	下津町下津 3074-1 (セメント工場の端)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動 常時閉門
和歌山下津港 (下津港)	陸閘	下津町下津 1545-7 (マリンショップ 店の前)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (下津港)	陸閘	下津町下津 1545-14 (建設事務所の北側)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (下津港)	陸閘	下津町下津 1545-29 (個人宅の横)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (下津港)	陸閘	下津町下津 2572-2 (漁業組合の前)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (下津港)	陸閘	下津町下津 2576 (倉庫の前)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (下津港)	陸閘	下津町下津 2576-1 (ガレージの前)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動

河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	可動方法
和歌山下津港 (下津港)	陸閘	下津町下津 2617-1 (個人宅の前)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (下津港)	陸閘	下津町下津 3074-1 (セメント工場の端)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動 常時閉門
和歌山下津港 (下津港)	角落	下津町下津 3100 (大阪検疫所下津支所前)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (大崎港)	陸閘	下津町大崎 259-1 (個人宅の前)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (大崎港)	陸閘	下津町大崎 264 (個人宅の前)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (大崎港)	陸閘	下津町大崎 268 (個人宅の前)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (大崎港)	陸閘	下津町大崎 277 (個人宅の前)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (大崎港)	陸閘	下津町大崎 297-14 (個人宅の前)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (大崎港)	陸閘	下津町大崎 297-18 (大崎公民館の前)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (大崎港)	陸閘	下津町大崎 328 (波止前)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (大崎港)	陸閘	下津町大崎 336 (個人宅の前)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (大崎港)	陸閘	下津町大崎 734-3 (漁協前)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (大崎港)	陸閘	下津町大崎 833-5 (漁業組合倉庫の端)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (大崎港)	陸閘	下津町大崎 951-7 (鉄工所宅の端)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
和歌山下津港 (大崎港)	陸閘	下津町大崎 951-10 (個人宅の端)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
塩津海岸	陸閘	下津町塩津 1438 (露の浜)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
塩津海岸	陸閘	下津町塩津 1438 (露の浜)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
塩津漁港	塩津水門	下津町塩津 286 (塩津コミュニティセンターの端)	海南市長	海南市長	外水位が内水位よ り高くなったとき 閉門する。	電動
塩津漁港	陸閘	下津町塩津 16 (魚与水産の前)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
塩津漁港	陸閘	下津町塩津 18 (個人宅の前)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
塩津漁港	陸閘	下津町塩津 54 (個人宅の前)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
塩津漁港	陸閘	下津町塩津 106 (個人宅の前)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
塩津漁港	陸閘	下津町塩津 123-3 (個人宅の前)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動

河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	可動方法
塩津漁港	陸閘	下津町塩津 123-5 (個人宅の前)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
塩津漁港	陸閘	下津町塩津 348-1 (山福水産の端)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
塩津漁港	陸閘	下津町塩津 401 (個人宅の前)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
塩津漁港	陸閘	下津町塩津 519-1 (造船所の端)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
戸坂漁港	陸閘	下津町丸田 1120-12 (個人宅の前)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
戸坂漁港	陸閘	下津町丸田 1120-19 (戸坂漁協事務所の前)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
戸坂漁港	陸閘	下津町丸田 1148-10 (個人宅の前)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
戸坂漁港	陸閘	下津町丸田 1120-38 (個人宅の前)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
日方川	新町橋樋門	船尾 179 (新町橋排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	電動
日方川	東浜東樋門	船尾 185-72 (東浜東排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	常時閉門、状況に より操作する。	手動
日方川	朝日町樋門	日方 1001-1 (朝日町排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	電動
日方川	日方小学校前樋門	日方 1271-40 (日方小前排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	電動
日方川	東橋樋門	馬場町 2-1-6 (東橋排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	電動
小原川	樋門	下津町下津 278 (個人宅の前)	和歌山県知 事(河)	海南市長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
小原川	拝待川樋門	下津町下津 537-5 (元自転車店の前)	和歌山県知 事(河)	海南市長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
小原川	樋門	下津町下津 537-5 (元自転車店の前)	和歌山県知 事(河)	海南市長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
小原川	樋門	下津町下津 537-12 (時計店の前)	和歌山県知 事(河)	海南市長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
小原川	脇の浜樋門	下津町下津 3066-2 (歯科医院の横)	和歌山県知 事(河)	海南市長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
小原川	角落	下津町下津285-1 (寄合橋右岸側)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
小原川	角落	下津町下津287-3 (個人宅右岸側)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
小原川	角落	下津町下津291-2 (元銀行店の前)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
小原川	角落	下津町下津291-3 (電気工事店の前)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
小原川	角落	下津町下津296-1 (美容室の前)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動
小原川	角落	下津町下津298-1 (元スーパーの前)	和歌山県知 事(港)	和歌山下津 港湾事務所長	津波及び高潮等の 際に閉門する。	手動

河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	可動方法
小原川	角落	下津町下津300-6 (人宅の前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
小原川	角落	下津町下津301-4 (個人宅の前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
小原川	角落	下津町下津363-1 (薬局店の前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
小原川	角落	下津町下津530 (薬局店前の県道側)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
小原川	角落	下津町下津535-1 (個人宅前の県道側)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
小原川	角落	下津町下津535-6 (呉服店前の県道側)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
小原川	角落	下津町下津537-8 (元スーパーの県道側)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
小原川	角落	下津町下津627 (美容室前の県道側)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
小原川	角落	下津町下津770-1 (元銀行店の県道側)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
小原川	角落	下津町下津772-1 (寄合橋の県道側)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
小原川	角落	下津町下津772-3 (個人宅の前県道側)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
小原川	角落	下津町下津772-3 (電気工事店の県道側)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	手動
女良川	赤川水門	下津町方 1578(赤川水門)	海南市長	海南市長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	電動
女良川	方樋門	下津町方 663(方樋門)	和歌山県知事(港)	海南市長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	手動
女良川	向山樋門	下津町方 1797(向山樋門)	和歌山県知事(港)	海南市長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	手動

(ポンプ場)

河川名	名称 (目標場所)	位置	管理者	操作担当者	操作基準
和歌山下津港	汐見橋排水ポンプ場	船尾 160-35 地先	海南市長	市建設課職員	ポンプ場操作要領による。
和歌山下津港	黒江排水機場	船尾 185-98	和歌山県知事 (港)	市建設課職員	ポンプ場操作要領による。
和歌山下津港	一中排水ポンプ場	船尾 253-38	海南市長	市建設課職員	ポンプ場操作要領による。
和歌山下津港	琴ノ浦ポンプ場	船尾 378-1 地先	海南市長	市建設課職員	ポンプ場操作要領による。
和歌山下津港	築港東排水ポンプ場 築港西排水ポンプ場	船尾 704-149 船尾 704-149	海南市長 海南市長	市建設課職員	ポンプ場操作要領による。
和歌山下津港	築地排水ポンプ場	日方 1294-9	海南市長	市建設課職員	ポンプ場操作要領による。
和歌山下津港	内海排水機場	築地 8	和歌山県知事 (港)	市建設課職員	ポンプ場操作要領による。
和歌山下津港	船津排水ポンプ場	鳥居 649-1	海南市長	市建設課職員	ポンプ場操作要領による。
和歌山下津港	藤白地下道ポンプ場	藤白 144-5	海南市長	市建設課職員	ポンプ場操作要領による。
和歌山下津港	藤白ポンプ場	藤白 757-1	海南市長	市建設課職員	ポンプ場操作要領による。
和歌山下津港	方排水機場	下津町方 568-6	和歌山県知事 (港)	市建設課職員	ポンプ場操作要領による。
日方川	新町橋排水ポンプ場	船尾 179	海南市長	市建設課職員	ポンプ場操作要領による。
日方川	東浜東排水ポンプ場	船尾 185-72 地先	海南市長	市建設課職員	ポンプ場操作要領による。
日方川	東浜西排水ポンプ場	船尾 195-13	海南市長	市建設課職員	ポンプ場操作要領による。
日方川	山崎ポンプ場	日方 621-10	海南市長	市建設課職員	ポンプ場操作要領による。
日方川	山崎町ポンプ場	日方 643-6 地先	海南市長	市建設課職員	ポンプ場操作要領による。
日方川	朝日町排水ポンプ場	日方 1001-1	海南市長	市建設課職員	ポンプ場操作要領による。
日方川	日方小前排水ポンプ場	日方 1271-40 地先	海南市長	市建設課職員	ポンプ場操作要領による。

河川名	名称（目標場所）	位置	管理者	操作担当者	操作基準
日方川	東橋排水ポンプ場	馬場町 2-1-6	海南市長	市建設課職員	ポンプ場操作要領による。
加茂川	方北排水ポンプ場	下津町方 372-9 地先	海南市長	市建設課職員	ポンプ場操作要領による。
加茂川	硯排水ポンプ場	下津町方 1415-4	海南市長	市建設課職員	ポンプ場操作要領による。
大坪川	岡田 1 号貯留地	岡田 331-8	海南市長	市建設課職員	ポンプ場操作要領による。
水路 (新田水路)	新田排水ポンプ場	下津町下津 1422-3	海南市長	地元自治会	ポンプ場操作要領による。

資料6 水防倉庫及び水防倉庫資器材

(海南消防署・東出張所管内)

項目		第1水防倉庫	第2水防倉庫	第3水防倉庫
位置		日方 1289-148	且来 272	野上中 166-1
面積		145.68 m ²	19.5 m ²	14.5 m ²
資 器 材	袋類	9,560 枚	3,000 枚	4,200 枚
	鋼管杭	631 本	200 本	289 本
	鉄線 # 8	100 kg	100 kg	80 kg
	鉄線 #10	100 kg	75 kg	250 kg
	鉄線 #12	100 kg	150 kg	115 kg
	鉄線 #14	150 kg	120 kg	100 kg
	鉄線 #16	100 kg	100 kg	100 kg
	鉄線 #18	125 kg	100 kg	100 kg
	番線 (200 入)	5 箱	—	3 箱
	鍬	5 丁	—	3 丁
	トンガ	3 丁	2 丁	4 丁
	ツルハシ	30 丁	20 丁	22 丁
	スコップ剣・角	56 丁	30 丁	46 丁
	ジョレン	14 丁	17 丁	29 丁
	片手ハンマー	21 丁	8 丁	15 丁
	大ハンマー	14 本	9 本	8 本
	玄能	14 丁	5 丁	5 丁
	鋸	25 丁	9 丁	5 丁
	掛矢	28 丁	10 丁	12 丁
	蝟槌	5 基	—	2 基
	鎌	20 丁	10 丁	10 丁
	鉈	13 丁	20 丁	11 丁
	斧	5 丁	1 丁	4 丁
	ペンチ	32 丁	14 丁	14 丁
	クリッパー	11 丁	10 丁	5 丁
	シノ	13 丁	—	5 丁
	テミ	28 枚	10 枚	13 枚
警戒ロープ	5 本	3 本	4 本	
一輪車	10 台	4 台	5 台	
水防用シート	157 枚	17 枚	27 枚	
バリケード	10 基	5 基	5 基	

(下津消防署管内)

項目	下津	方	橋本	曾根田(格納)	塩津(格納)	
位置	下津 518-6	方 385-7	橋本 968	曾根田 993-5	塩津 123-10	
面積	18.15 m ²	54.02 m ²	4.41 m ²	24.7 m ²	35.36 m ²	
資 器 材	袋類	5,200 枚	2,000 枚	1,850 枚	2,000 枚	2,600 枚
	鋼管杭	211 本	20 本	10 本	10 本	10 本
	鉄線# 8	—	—	—	—	—
	鉄線#10	—	—	—	—	—
	鉄線#12	—	—	—	—	—
	鉄線#14	—	—	—	—	—
	鉄線#16	—	—	—	—	—
	鉄線#18	—	—	—	—	—
	番線 (200 入)	6 箱	—	—	—	—
	鍬	3 丁	—	—	—	—
	トンガ	3 丁	—	—	—	—
	ツルハシ	36 丁	10 丁	9 丁	2 丁	3 丁
	スコップ剣・角	55 丁	11 丁	9 丁	11 丁	10 丁
	ジョレン	34 丁	4 丁	5 丁	2 丁	3 丁
	片手ハンマー	10 丁	—	—	—	—
	大ハンマー	15 丁	3 丁	3 丁	3 丁	3 丁
	玄能	5 丁	—	—	—	—
	鋸	12 丁	4 丁	—	—	1 丁
	掛矢	30 丁	5 丁	5 丁	2 丁	4 丁
	蛸槌	1 基	—	—	—	—
	鎌	13 丁	4 丁	4 丁	—	—
	鉋	17 丁	2 丁	—	—	—
	斧	3 丁	—	—	—	—
	ペンチ	10 丁	—	—	—	—
	クリッパー	5 丁	—	1 丁	—	—
	シノ	5 丁	—	—	—	—
	テミ	10 枚	—	—	—	—
警戒ロープ	3 本	4 本	4 本	—	3 本	
一輪車	5 台	3 台	3 台	—	—	
水防用シート	62 枚	10 枚	10 枚	10 枚	10 枚	
バリケード	7 基	—	—	—	—	

資料7 消防団管轄地域

分団名	要水防河川	管轄区域	集合場所
日方分団	日方川	日方、馬場町1丁目、馬場町2丁目 山崎町1丁目	器具置場（山崎町二丁目2-11）
大野分団	日方川	井田、大野中	器具置場（大野中600-2）
	山田川	大野中、山田	
	薬師川	大野中、幡川	
巽分団	日方川	重根、別所、扱沢、（別所（薬師川）） 重根東1丁目、重根西2丁目	1班器具置場（阪井757-7） 2班器具置場（重根440-5）
	亀の川	東畑、阪井	3班器具置場（東畑477） 4班器具置場（別所778-9） 5班器具置場（扱沢386）
黒江分団	大坪川	黒江	器具置場（黒江695）
	日方川	船尾	
亀川分団	大坪川	岡田	1班器具置場（且来272） 2班器具置場（岡田772-6）
	亀の川	小野田、且来、多田、岡田	3班器具置場（多田33-2） 4班器具置場（小野田865-2）

分団名	要水防 河川	管轄区域	集合場所
内海分団	山田川	鳥居、名高、築地	器具置場（名高 338-5）
中野上分団	亀の川	木津	1 班器具置場（溝ノ口 45-13）
	貴志川	溝ノ口、棕木、木津、沖野々 野上中	2 班器具置場（野上中 101-1 地先） 3 班器具置場（沖野々 467-9）
南野上分団	亀の川	上谷、ひや水、海老谷、次ヶ谷、赤沼	1・2 班器具置場（野上新 734-3） 3 班器具置場（九品寺 463-5）
	貴志川	野上新、九品寺	4 班器具置場（次ヶ谷 173） 5 班器具置場（ひや水 595-4） 6 班器具置場（海老谷 146- 3）
北野上分団	貴志川	別院、野尻、下津野、孟子、原野、 七山、高津	1・2 班器具置場（原野 326-2） 3 班器具置場（七山 82-4） 4 班器具置場（七山 936-1） 5 班器具置場（高津 628） 6 班器具置場（孟子 554） 7・8 班器具置場（野尻 10-2）
仁義分団	加茂川	興、引尾、百垣内、曾根田	興班器具置場（興 52） 引尾班器具置場（引尾 28-3） 曾根田班器具置場（曾根田 993-5）
加茂分団	加茂川	橋本、小松原、青枝、中、小南、下	大窪班器具置場（大窪 16-25） 市坪班器具置場（市坪 270） 橋本班器具置場（橋本 968-4） 小松原班器具置場（小松原 30-1）
	市坪川	橋本、市坪、沓掛、（大窪（大窪川））	青枝班器具置場（青枝 411-1） 中班器具置場（中 378-2 地先） 下・小・梅班器具置場（小南 37-13） 沓掛班器具置場（沓掛 420-1）
大崎分団	加茂川	丸田、方	三郷班器具置場（丸田 238-10）
	宮川	方	戸坂班器具置場（丸田 1120-45）
	女良川	方、大崎、丸田、（方（塩浜川））	戸坂班器具置場（丸田 1132-4）
	赤川	方	方班器具置場（方 385-7） 大崎班器具置場（大崎 951-12）

分団名	要水防 河川	管轄区域	集合場所
下津分団	宮川	上、小畑、(小畑(小畑川))	鯉川班器具置場(鯉川 191-4) 西の浦班器具置場(下津 2095-4)
	小嶋川	下津、鯉川	新田班器具置場(下津 1293-5) 脇の浜班器具置場(下津 27-14)
	小原川	小原、下津	小原班器具置場(小原 1440-1) 上班器具置場(上 231-4) 小畑班器具置場(小畑 449-6)

様式第 1-1 公用負担命令権限証

公用負担命令権限証

職名

氏名

上の者に〇〇区域における水防法第 28 条第 2 項の権限行使を委任したことを証明する。

年 月 日

海南市水防管理者

海南市長

印

様式第 1-2 公用負担命令

第 号

公用負担命令証

職名
氏名

物 件	数 量	負担内容 (使用・収納処分等)	適用

年 月 日

海南市水防管理者

海南市長

印

様式第2 水防実施状況報告書

水防実施状況報告書

管理団体名									作成責任者				
水防活動実施の台風又は豪雨名									報告年月日				
場 所	右 川 岸 地先 m 左 地区							所 要 経 費	人 件 費	出動手当	円	円	円
										食料費			
										その他			
										計			
日時		自 月 日 時		至 月 日 時				物 件 費	主要資材費				
出動人員		水防団員	消防団員	その他	計				その他資材費				
									材料等借料				
									その他				
水防作業の概要及び工法									計				
水防の結果	効果	堤防 m	田 ha	畑 ha	家 棟 世帯	鉄道 m	道路 m	人	使 用 資 機 材				
	被害	m	ha	ha	棟 世帯	m	m	人					
応援出動状況													
居住者出動状況													
警察の援助状況													
現場指揮者 公吏氏名									立ち退き状況及びそれを指示した理由				
水防関係者の死傷									水防功労者の氏名年齢、所属及び、功績概要				
備考									堤防その他の施設の異常の有無及び緊急工事を必要とするものが生じた時は、その場所及び損傷状況				
									水防活動に関する自己批判				

別紙様式(付図)

令和〇〇年台風〇号における水防活動
(〇〇県〇〇市消防団・ 〇〇年〇月〇日～〇日)

〇概要

〇〇市消防団は、令和〇〇年〇月〇日、台風〇号に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輸工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図